

令和2年度第8回
下松市農業委員会総会議事録

令和2年11月10日（火）10時から

下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。

個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和2年度第8回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年11月10日(火) 10時から

2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室

3 農業委員

・出席(8人)

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 山岡喜久吉

・欠席(0人)

4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)

・出席(6人)

1番 中村 英隆 2番 藤井 康之 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治 6番 松村 将吾

・欠席(0人)

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 非農地証明交付申請の承認について(市街化区域)

6 農業委員会事務局職員

局長 綱本 渉
書記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第8回 定例総会 会議の概要

- 事務局 ただ今より11月の定例総会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。本日の農業委員の欠席者はありません。本日の出席者は8名、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしています。それではお願いします。
- 議長 みなさん、おはようございます。やっと田んぼの収穫が終わったと思います。今年は稲作については大変な年で、コロナもあり、ウンカもあり、半作に近い状態だという状況でございます。本日の議事録署名人は内山委員と藤田委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願い致します。それではよろしくお願ひ致します。
- 事務局 議案書2ページをご覧下さい。議案第1号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は●●●●●●●●と●●●●●●、地目は●●●は登記簿畠、●●●●●●は登記簿田、現況はともに荒廃、農振区分は農振農用地域外、面積は294m²の内36m²と446m²の内173m²、計209m²。目的は車庫及び農業用倉庫用地、進入路です。調査委員は河村真弓委員です。よろしくお願ひいたします。
- 議長 河村委員、お願いします。
- 河村委員 それでは報告いたします。11月5日に内山委員と事務局と三人で現地に行ってまいりました。場所については5ページですが、●●●●を●●●●交差点から●●方面に向かって進むと、●●●●の手前を●●●に向かって入る道があるんですけれど、それをずっと丸印のほうに向かっていくのですけれど。ちょっと分かりにくいですかね。一本道を行った所です。その隣に拡大した地図がありますが、そこになります。今まで車庫とか農業用倉庫が無かった為に、そこにそれを建てるという事で調査にまいりました。現況は荒廃地で、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。どなたかございませんか。ありませんか？場所が非常に分かりにくいのですけれど、そこの●●●号の●●●●の●側に、●●●というお寺があります。それで●●●の裏側の方から入れる道がありまして、そこからずっと入った奥に申請地があります。周辺はほとんど荒れ地になっておりまして、●●さん一人が耕作されている状況であります。調整区域だと思うんですけど、水の便はいいんですけど、非常に猪等が出て、大変

弱っておられるような状況であります。何かご質問はありますか。

特に意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番は農地法第4条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。次、事務局、お願いします。

事務局 議案書7ページをご覧下さい。議案第2号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●●番、地目は登記簿、現況とともに畠、農振区分は農振農用地域外、面積は634m²。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●、代表役員●●●●さん、内容は●●による無償譲渡です。調査委員は山岡喜久吉委員です。よろしくお願いいたします。

議長 山岡委員、お願いします。

山岡委員 それでは報告いたします。この案件は以前にも出たと思うんですが、●●の隣の、今は畠にしておられる所です。今回、他の所も全部、こちらにご本人がおいでになりませんので、きちんと整理したいという事でですね、田んぼ等は譲られる所は譲ったり、貸したりしておられますか、この案件は畠から雑種地におとして、それを●●●●に●●するという事でございます。これは、10月23日に私と弘中健治推進委員、事務局3人で現地を確認して、問題なかろうという風に了解したわけでございます。8ページにありますが、今度譲り受けた場合は、●●●●が桜を植えたり灯籠やベンチを置いたりして使いたいというような事で計画も出ております。以上でございます。

議長 山岡委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。

(異議なしの声)

意見もないようですので採決をいたします。議案第2号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。次、事務局お願

いします。

事務局 議案書12ページをご覧下さい。議案第3号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてです。土地の所在は大字●●●●●-●と●●●-●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地内、面積は4,127m²と2,944m²、計7,071m²。利用権の設定をする人は●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん。内容は使用貸借で新規、期間は3年です。調査委員は藤田善江委員です。

議長 藤田委員、お願いします。

藤田委員 では報告させていただきます。10月26日に事務局さんと私の方で現地調査に行きました。場所につきまして、議案書15ページになります。●●の●●●●の西側にあたります。この土地の貸し手の●●さんは、今、●●●にお住まいです。ご高齢であり、この●●の土地はセイタカアワダチソウ等の雑草が生え、所どころ竹も生えてきています。また、真ん中にはちょっと崩れそうな家もあります。借り手の●●さんは、知り合いの方からこの土地を勧められたそうです。これから予定をお聞きしたら、利用権の設定が出来たら、家から上の二枚を12月から草刈りし、田んぼが出来るように整理し、来年6月頃から水稻栽培を予定しているということでした。また、家を挟んで下の土地は後々野菜の畠にしたいということでした。●●さんは●●歳のサラリーマンで、兼業農業をされています。今は●●と●●●で水稻栽培を、会社の休みの日や仕事が終わってからやられているそうです。●●さんの悩みは、田んぼに引く水でした。なので、ちょっと私も分からなかったので、地域の方に水について聞いてきました。●●という所は水がとても少ない地域で、皆さんいつも水には苦労をされているそうです。今、●●●●の上にため池が工事されていますが、ここそのため池から●●さんの田んぼに引く水利権はないそうで、●●さんが借りられる隣の田んぼの方のお家の近くにあるため池から取るようになるそうです。また、●●さんが借りられる田んぼは、ぬかるんで、昔、はまった事があったり、ちょっと作りにくい所。そして●●さんが借りられる田んぼとお隣の田んぼには赤線の道があるので草刈りも必要。そして猪がよく出る所などという情報も頂き、このことを●●さんにもお伝えいたしました。このような条件が完璧でない所で水稻栽培をしてみようと思われる若い●●さんの心意気は素晴らしいと思います。また、草茫茫ですが、これから田んぼをされたら地域の景観が良くなるのではないかと思います。この地域は色々な決まりごとがあるようなので、地域の方と良い関係を築いて農業をやっていけたらいいなと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長 藤田委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。はい、内山委員。

- 内 山 委員 13ページに、今現に耕作している所が6, 000m²とあるのですけれど、さつき説明で●●とか●●●でもう既にあるという事でしたが、それはこの数字はそれを含むんですかね。
- 事 務 局 これは、今やっておられるのが6, 000m²ということで、今回新たに7, 000m²であわせて13, 000m²になります。その中で、農作業従事日数が2, 555日となっておりますが、これは、農業を始めて7年くらいで、365日ほぼやっておられるということで、とても大きな数字になって申し訳なかったのですが。年でどの位というのを書いていただく所を、そのまま7年くらい農業をやっておられるというところでの数字になっておりました。すみませんでした。
- 議 長 私の方から。●●さんですね、先般事務局長と私の所にお見えになりました、他の所にも荒れ地があれば作りたいというご希望の提案がありました。それで候補地は●●と●●の荒れ地になっている所、耕作放棄地を耕して田んぼを作りたいという意欲が大変素晴らしいと感心したところなんですけれど。本件の●●の土地は10年以上前から荒れて、セイタカアワダチソウだけではなくて相当荒れています。それで●●さんが元気な時に稻作をされていたと思うんですけど、当時は「はぜかけ」だったと思うのですが、コンバインがはまつたり、トラクターがはまつたり、大変苦労をされておりました。そういう状況を見ておりますし、その後●●●●を市が買収し、●●●●が出来たわけですが、●●●●が出来る以前から荒れていたという状況ですね、●●の中心地であります。これが草茫茫々で景観も悪いということから、今回、●●さんの意欲で開拓されるということで、素晴らしいと思うんですが。ただ先ほど報告者からもありましたが、水の便が悪いと。これを田んぼにするということは、とても並大抵の努力では田んぼにならないであろうと。現状田んぼにするには、3年くらいはかかるだろうと思います。と言うのはですね、水田は水が命ですから、水を溜めることが多分、相当困難だろうと思います。そういう苦労を乗り越えて耕作されるという意欲だけは私は感服しておりますけれど。ぜひ続けていって欲しいなという思いがしております。以上です。
はい、他にどなたかございますか。

(異議なしの声)

意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番は原案の通り承認致します。

以上で本日の審議いただく議案について、終了いたしました。報告事項がありますが、なにかご質問があれば、お願ひします。ないようすで引き続き、その他の事項について事務局から説明をして下さい。

- 事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、議案書の16ページに1件ございました。
報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の17ページ、18ページに5件ございました。
報告第3号「非農地証明交付申請の承認について」（市街化区域）は、議案書の19ページ、20ページに6件ございました。
内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- 議長 次に連絡事項は。
- 事務局 その他としまして、参考資料として「令和3年度山口県農業施策に関する意見書について」、こちらにつきまして、山口県農業会議の方で、県のほうに意見書を提出しております。提出する意見書を参考につけております。それから同じく1枚もので窓口配置図をつけております。
- 議長 それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで11月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和2年11月10日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長 清川泰

署名委員 大山禮介

署名委員 藤田善江